平成２５年　今金町総務厚生常任委員会

平成２５年６月１２日（水）

○議事日程

１　委員長あいさつ
２　町長あいさつ
３　定例会提案案件の説明
４　各課説明事項について
　１）総務財政課
　２）まちづくり推進課
　３）税務住民課
　４）保健福祉課
　５）介護老人保健施設
　６）国保病院
５　平成２５年　所管事務調査について
６　その他

○出席委員（５名）

委員長	６番	上　村　義　雄　君	副委員長	４番	加　藤　三　明　君
	５番	芳　賀　芳　夫　君		８番	日　置　紳　一　君
	１０番	山　本　　豊　君		（議長	徳　田　栄　邦　君）

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外　崎　秀　人　君
副町長	清　水　　寛　君
総務財政課長	北　見　伸　夫　君
兼選管書記長	
総務財政課長補佐	岸　　貴　之　君
まちづくり推進課長	山　田　　薫　君
まちづくり推進課長補佐	松　村　康　弘　君
まちづくり推進課主幹	遠　藤　盛　人　君
今金消防署長	山　口　昭　則　君
今金消防署次長	佐々木　裕　市　君
会計管理者	伊　藤　恵津子　君
税務住民課長	西　　勝　明　君
税務住民課主幹	中　里　英　明　君
保健福祉課長	小　林　洋　伸　君
保健福祉課長補佐	諸　戸　康　浩　君
保健福祉課主幹	川　崎　妙　子　君
保健福祉課主幹	山　田　　薫　君
国保病院事務長	杉　山　輝　希　君

国保病院主幹	山　田　哲　也　君
介護老人保健施設事務長	太田越　宜　晴　君

○出席事務局職員

議会事務局長	柏　田　泰　明　君
議会事務局係長	中　川　真　希　君

開議　午前　８時５６分

◎委員長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　おはようございます。定刻より少し早いですけれども始めたいと思います。

春先の天候が不順で農作業等がかなり遅れていたようですけれども、５月下旬からの好天に恵まれて農作業等順調に進んで経緯しているようでございます。水稲等も植え傷みがなく、順調に育っているのかなというような感じで見ています。畑作のほうも見れば天候が後半良かったわけですので、それで作業の遅れを取り戻してきているのかなという感じでおります。

今日は６月の定例会に向けた総務厚生常任委員会でございますので、皆様方の協力を得て無事にこの常任委員会が運営していけるように、また活発な意見を出していただけるようにお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（上村義雄君）　町長が出席されておりますので、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。総務厚生常任委員会に際しまして、委員長のほうからもいろいろと天候等のあいさつがありました。

と言いましても、今日ではないですけれどこの数日間或いは１日の中で、温度が１０℃の落差があるわけでありまして、非常に懸念される要素があるわけであります。しかし、植物・生物とは積算温度でありますから、目指すところは適期適温ということがその指数条件になるわけでありまして、なんとか安定的な天候に恵まれることを期待するところであります。

そう考えますとこの気温等、人間や動物はなかなかそれに難しくなるわけでありまして、いかにして順応していくかということが必要な心がけになるかと思います。行政運用におきましても、そういうことから状況判断にきちんと見据えながら運用をしていかなければいけないということに、改めてまた心構えを持っていかなければいけないと思っております。

今日は定例会に向けまして、１３議案があるわけでありますけれども、それぞれ所管のほうから提出議案の内容について説明をさせていただきます。

私のほうからは３点報告とこの議案につきまして、お話をさせていただきたいと思います。

１点目でありますけれども、きょうの新聞報道にもありました。アベノミクス等取りざたされ、景気回復の兆しの状況にあるとの経済環境でありますけれども、１月２４日に長引く景気の低迷と地域経済の活性化の課題に対応するために、国家公務員の給与削減を踏まえて、地方公務員の給与についても国に準じて処置をするようにとの閣議決定が行われました。

このことを受け、既に地方交付税の減額処置が取られているところであります。基本は７．８％の削減率ということで報道されているところでありますが、国が１００になると平均で７．８％になるということのベースでありまして、その率を求めるものではなく、あくまでもラスパイレスを国が言うように１００にするようにとのものであります。

きょう報道されました北海道におけるラスパイレスにつきましても、１００で組合の団結がされたという報道があったところであります。このことから、今金町に

おける対応の考え方も組合に示しまして、現在交渉をしているところであります。町長としてはいかんともし難い不本意な想いを持ちつつ、苦渋の決断で特別職、管理職を含めた職員給与の削減を、このラスパイレス１００という形の中で今、お願いをしているところでありまして、議会におきましては追加議案として提案したく準備をしておりますので宜しくお願いをしたいと思っております。

条例を提案しております。今金町子ども子育て会議の条例を提案しているわけでありますけれども、子ども子育ての新たな制度が平成２７年４月から施行されることで閣議決定され、条例化と計画策定が義務付けられたことによる対応となります。

今金町では、認定こども園開設を契機に設置した子育て支援に関する審議会が既にあることから、現行組織を活かし名称変更や新たな機能を持たせることで準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

それから６月定例会におきましては、国民健康保険税の税率を決定しているところであります。そういうことから、今回関係議案を提出しているところであります。医療給付費が増加している現況を踏まえまして、全体的に税率を上げることで国保運営協議会に諮問をいたしましたが、経済情勢にかんがみ、今回手当をしないことによる影響が、次年度には確実に懸念されることも認識をしつつ、基金繰入をし、後期高齢者部分につきまして税率を上げる内容の答申を受けたことから、そのことでもって今回議案の提案をするところでありますので、宜しくお願い申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、何よりも医療費の抑制に繋がる対策を講じる必要があることから、更なる取り組みを模索してまいりたいと考えております。

報告でありますけれども、昨年購入いたしました旧土木現業所、職員住宅につきましては、この間、福祉での活用を構想として持っていることも示しているところでありますけれども、この度、光の里よりグループホームとしての活用の要望がありまして、無償対応することにいたしたく手続きをしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、それぞれ議案の内容につきましてそれぞれの所管のほうから説明をさせますので、ご審議賜りますよう宜しくお願い申し上げたいと思います。

◎開会の宣言

○委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。ただいまの出席委員は５名で定足数に達しておりますので、総務厚生常任委員会を開会いたします。

なお、本委員会は省エネルギー対策の一環としてクールビズ対応をいたしておりますので、暑い方は上着を脱いでくださって結構でございます。

◎定例会提案案件の説明

○委員長（上村義雄君）　それでは、６月定例会に提案予定の案件について、副町長より説明があります。

副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　おはようございます。それでは説明いたします。

平成２５年第２回定例会に提案を予定しております議案につきましては、１３件であります。

その内訳につきましては、新たに条例を制定しようとするものが１件、議案第１号において、今金町子ども子育て会議条例制定について提案を予定しております。

条例の一部改正をしようとするものが１件で、議案第２号で今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

次に、地方自治法２８６条第１項の規定により、構成市町村議会の議決を求めるものが２件あります。

議案第３号では、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

議案第４号では、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

次に、過疎地域自立市町村計画の変更であります。

議案第５号で、今金町過疎地域自立市町村計画の変更について提案をお願いしております。

次に、平成２５年度の一般会計を始め各特別会計での補正予算が８件あります。これは議案第６号の一般会計補正予算の第２号から議案第１３号の公共下水道特別会計補正予算第１号までであります。

それでは、議案第１号より順次提案理由を申し上げます。

議案第１号、今金町子ども子育て会議条例制定についてであります。子ども子育て支援の支援制度が制定されまして、平成２７年４月から施行とされています。本町においても、制度施行に向けて平成２６年度中には制度運営の根幹となる市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となることから、今金町に適した実効性の高い計画とするため保護者や保育事業関係者、識見者、労働者等から意見等を幅広く反映させることが重要であることから、子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第２号は、今金町国民健康保険税条例の一部改正であります。平成２５年度の国保税率の決定につきまして、国保運営協議会から答申をいただいたところであります。町長のあいさつからも申し上げましたが、現況としては基準総所得が増高していない状況の中で、医療費の増大、国の調整交付金の減少等々がありまして、現行税率では歳入不足が生ずる試算となっております。しかし、現下の厳しい社会情勢をかんがみて、医療給付及び介護納付金分の税率を据え置き、増高の著しい後期高齢者支援分の税率を引き上げることとして答申をいただいておりますので、これに基づき本条例の一部改正について提案をお願いするものであります。

議案第３号では、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。議案第４号では、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本２件の議案につきましては、提案の趣旨が同趣旨であります。それぞれの組合の組織に、北空知圏学校給食組合が新規加入することに伴う規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、構成市町村議会の議決をお願いするものであります。

議案第５号では、今金町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。過疎債対策充当事業として、住宅リフォーム助成事業の計画登載について、過疎地域自立促進別措置法第６条第７項の規定に基づきお願いをするものであります。

議案第６号は、平成２５年度今金町一般会計補正予算第２号であります。１億７，１７８万２千円の減額補正をお願いしようとしております。

議案第７号では、平成２５年度国保の事業勘定補正予算第１号であります。５０８万９千円の追加補正をお願いしようとしております。

議案第８号では、平成２５年度後期高齢者補正予算第１号であります。９万７千円の追加補正をお願いしようとしております。

議案第９号では、平成２５年度今金町介護保険特別会計補正予算第１号であります。保健事業勘定では、１３万６千円の減額補正、サービス事業勘定では、５万１

千円の追加補正をお願いしようとしております。
　議案第１０号では、平成２５年度介護老人保健施設特別会計補正予算第１号であります。収益的収支において、１，１８８万９千円の減額補正をお願いしようとしております。
　議案第１１号では、平成２５年度国保の施設勘定補正予算第１号であります。収益的収支において、８８万２千円の減額補正。資本的収支においては、７１０万４千円の追加補正をお願いしようとしております。
　議案第１２号では、平成２５年度簡易水道特別会計補正予算第１号であります。８万７千円の追加補正をお願いしようとしております。
　議案第１３号では、平成２５年度公共下水道特別会計補正予算第１号であります。２５４万７千円の減額補正をお願いしようとしております。
　以上でありますが、補正概要とそれぞれの所管における提案事項の詳細につきましては、所管毎に説明をいたさせますので、どうぞ宜しくお願いをいたします。
○委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。説明が終わりました。
　ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。ありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　なければ、次に進みます。

◎各課説明事項について
○委員長（上村義雄君）　これより各課説明事項についてを議題といたします。
　はじめに総務財政課より説明をお願いいたします。
　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　常任委員会の資料につきましては、課長補佐より説明をさせていただきます。宜しくお願いします。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課長補佐、岸君。
○総務財政課長補佐（岸　貴之君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
○委員長（上村義雄君）　日置委員。
○８番（日置紳一君）　住宅リフォーム助成の件で、現在で何件くらいの申し込みがあるのか、分かれば教えて下さい。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　件数につきましては、今現在受付中でもありますので、今日現在の件数につきましては、産業振興課に確認してお答えしたいと思います。宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　日置委員。
○８番（日置紳一君）　これは締め切り日は決まっているのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　締め切り日等については、現在設定はされておりません。年度中、２年間の事業として受付をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。
○委員長（上村義雄君）　日置委員。
○８番（日置紳一君）　では予算がいっぱいになったら、そこで打ち切って来年度に回すというような考えなのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　所管が産業振興課の部分ですから、なかなか総務財政課長が答えづらい部分があるかと思います。この事業は、町長の政策として平成２５年、２６年の２年間に渡ってやろうとしております。当初、概算で１千万円の予算を組ませてもらいましたけれども、今回もう既に補正の直前で聞いている中では７００万円くらいはもう既に執行、使う予定に入っているということで、新たにまた１千万円の追加補正をお願いしようとしております。

締め切りの関係で、先ほども言いましたが２年間の事業でありますから、来年、再来年の３月３１日までと言いながらも、その辺の部分をちょっと今後調整しないと、３月３０日申し込みされて２７年度に入り込まれてもそれも困るわけですから、その辺ちょっとまた調整して説明しないといけない部分があろうかと思っておりますけれども、一応そういう中で２年間の事業でやっているということで。

それと不足している分については適宜対応していくことになろうかと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　先ほどの質問でございますが、５月３０日現在で数値を報告させていただきます。

件数につきましては４４件。補助金ベースで９９３万５千円。事業費ベースで言いますと、８，３４８万４千３５５円ということで、５月３０日現在で予算の１千万円、現在の予算ベースにあと少しという状況になっているということで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（上村義雄君）　その他にありませんか。

山本委員。

○１０番（山本　豊君）　６月補正の冒頭で、１億２千万円の減額と。大きいなと思って見たら、去年の繰越明許とのリンクでしたからそれは良としながらも。それからいずれも財政調整基金の繰入れ、これもリンクしているんでしょうから承知をするのですが。

教育費の中での補助採択に伴う調整で、教員住宅の件なのですが３，０７０万円の、この減額になった理由というのは、ちょっと良く承知をしてないなと思うのですが。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　実は、当初計画の部分の中では補助を受けて建設するという想いがありましたけれども、補助の枠等々含めて去年の段階ではなかなか見えなかった部分があるので、補助と同じような形の建物を造ることによって、起債事業ということでＯＫという話が出てきたわけでありますが、今年度入りましてからいろいろと要請活動をして補助金が付くということになりまして、補助金の部分は起債のほうから入ってきますので、その調整の分としてご理解をいただければと思っております。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　一般的に、起債と補助金どちらが有利かという話に俗になります。特に過疎債の場合、表現は悪いのですが天秤に掛けるとやえもすると、辺地債だとか過疎債というのは、その割合で言うと敢えて有利な場合があるかと言う気が過去の例でしています。今回それにやり代えたというのは、それによってどれくらいのどっちが有利だったのかということが計算上当然ながら出ていると思う

のですが、それはいかがだったのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。
○総務財政課長（北見伸夫君）　この種川小学校教員住宅の絡みでございますが、当初補助金が当たるか当たらないかというのが明確ではないという中で、全額過疎債充当ということで予算立てをしてまいりました。この度交付金内示がございまして、補助金が２，７３３万５千円ということで、事業費から補助金分を引いた残りを過疎債に充当するような予算立てを今回してございます。そういう面では、補助金は１００というふうに考えますと、補助金をいただいたほうが有利ではないかと思ってございますので、宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　加藤委員。
○４番（加藤三明君）　３ページの衛生費の予算ですけれども、１５，０００千円なにがしの、これはあったからんどの修理費だと思うのですが、決定額ですか。それとも、今現在見込みの段階なのですか。
○委員長（上村義雄君）　それについては、所管の説明の時に質疑して下さい。
○４番（加藤三明君）　分かりました。
○委員長（上村義雄君）　総務財政課で他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で総務財政課の質疑を終わります。
　次にまちづくり推進課より説明をお願いいたします。
　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　まちづくり推進課から提出しております資料の説明につきましては、松村補佐のほうから説明をいたしますので宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　まちづくり推進課長補佐、松村君。
○まちづくり推進課長補佐（松村康弘君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
　加藤委員。
○４番（加藤三明君）　先ほどのあったからんどの件で、今現在の進捗状況はどういうような、予定通りにされているのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　全員協議会でもお話しましたが、修繕のかかるもの、備品を注文して届くまでの間は簡易的なものでやっておりましたが、今は入りまして今は準備万端なものと、整備も修繕も終わりましたので、これが確定額となっておりますので宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　山本委員。
○１０番（山本　豊君）　ようやく町長が導入を目標としていた地域交通サービス事業の導入という前提に着いたのですが、将来人口等々を考えると限界集落という地域があちこちに出る、そういうような状況下にありました。
　特に、これは学校の子供達の通学なんかとも関係があるかと思うのですが、やがて。前に標準がありました、２０３０年でしたか、その人口推計等々それらともリ

ンクすると、少し遠大な計画を含めながら考えておかなければならない時代になってきたのかな。

特に東京の除雪なんかも考えると、毎日行けない地域が出来てきたり。或いは遠隔である為に、朝１回かいたんだけれど、特に去年なんかもそうだったのですが、吹いたら今度除雪車が来れないとか、いわゆる公共交通が通れないという。よく、この推進地という言葉が適当かどうか知りませんが、冬期間の集落移転というのでしょうかね、お年寄り方が何人かずっと遠隔地に。含めて言うと、これ多分公共交通でも同じだと思うのですが、やがてはそこらへんもリンクしておかなければ。例えば、お電話もらったから行きますと言うが、その度に除雪しなければならないとか、そういうことがやがて想定される。これは医療の関係も実はあると思うのですが、そういうことのための。少しグローバルな医療或いは介護だとかそういう、子ども達の支援だとか含めた、ちょっと遠大な想定だと思うのですが、やがてそうしておかなければならないという時代が、気が付いたらなっていたということにならないように。公共交通を、そういう整備導入事業と併せてですね、そういう限界集落の持ち帰りが、やがてかなり猛スピードで迫ってくるという想定がされるのかなという気がします。そういう時に向けた、ちょっと書類にありますが冬期間に集約移転、かつては３０キロも４０キロもあったところが、やがて２キロや３キロになった。そういう方々というのは、なかなか自分たちの地域をはねられたくないという想いがあるのですけれども、一朝有事のことを考えるとなかなかそうはいかないことがこれから出来てくるのかなという気がします。

旭川のある地域ではこんな事になった。作ったんだけれど今度は入らない。ところが、吹雪で行けなかった。行ってみたら事故だった、ということが新聞に出ていました。そういうことがやがて、将来の中で想定をしなければならない遠大な構想のひとつの中に出てくるのかなという気がします。

ですから、公共交通のない５６８㎡もキロもあるこの遠大な地域ですから、そのことを想定に入れながらも、やがて来る。もしかしたら、私は年齢的に先にあっちのほうに行ってしまうかもしれませんけれども、残された人の為にそういうことを含めた遠大な構想も、次の次のステップとしてこうだよ、これは医療を含めてそうだと思うんですよ、そういう形を。今考える必要はないかもしれませんけれども、構想の中にありましたら、やがて来る時代のためにということが。政治家ではありません町長ですから当然ながらそういうことが遠大の構想の中に入っておかなければ、次の世代を担ってくる地域の人方に、そういう安心安全な町づくりということも、想定の中にはそのことが入るのかなという、そんな想いがあるものですから、町長の想いがあったらひとつお聞かせ願いたいと思うのですが。

○委員長（上村義雄君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　別冊でお配りしております報告書でありますが、そちらのほうの２ページですか。地域交通、いま私共も所管のほうで進めておりますが、これはまず総合計画があったり、マスタープランがあったり、その中のひとつの計画でございます。今議員がおっしゃった、将来的にはいろんなものをリンクさせながら、関係各課と調整しながらそういった検討も進めていかなければならないと思っておりますし、まずは私共やっております、地域交通サービスで高齢者・交通弱者のこと等々、医療への送迎等々のものを一から考え直すという時期になっています。まずはそこから第一段階として進めさせていただいているというのが今の現状でございますので、これからもっともっと福祉計画ですとか、次世代計

画ですとか、先ほど提案理由にもありました子育て計画でありますけれども、そちらのほうともいろいろな計画同士がリンクしながら、今後今金町としてより良いものであるように作りあげていかなければならないと思っておりますので、そのへんでご理解をお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　概要につきましては課長のほうからお話がありましたが、山本議員さんがおっしゃる通り、この事業につきましては従前までは交通という手段から考えますと、みんな単発単発でやっておりました。教育委員会はスクールバス、患者バスだとか、それから福祉の助成タクシーだとか、バラバラにそれぞれ所管所管の想いでもって進めてきた経過がありますけれども、今議員がおっしゃったように、これからはやっぱり総合的に物事を考えていかなければならないのかなと。運行の交通の問題もあるわけであります。スクールバスに子供達だけで果たしていいのかどうか。回数の問題等々含めて、或いは病院の通院の流れ、いま患者バス１週間に２回ということ等々含めた場合には、検診だとか或いは予約を１週間に何曜日にどうだとかっていうことには、合致していかない様々な要素があるわけでありますから、総合的にこれを見ていく必要があるだろうということが一点。

　もう一つは、非常にこれは重要な要素でありますけれども、函バスの存続を含めて、この運行を無くすことは出来ないということからフィーダーという言葉を使っておりますけれども、それになんとか連動する形の中で活かして方法を考えようじゃないかということで、まずは交通網という視点から物事を進めてきている経過があるわけでありますけれども、議員おっしゃる通りそこまではっきりしていかないといけない要素があります。

　加えて、この事業の中では或いは協議会の中でも、これに基づき除雪の関係のことをちゃんとリークできるんですか、なんていう言葉もいただいております。当然そういう配慮もしながら、この事業については、いま窓口は一応まちづくりでありますけれども、全ての役割のそれぞれの課が総合的に係わっていかなきゃいけない、大きな私はプロジェクトになるだろうという認識をしております。

　目指す視点は、議員がおっしゃっていただいたような総合的な視点でもってこのことを見て行こうと。将来の地域福祉と言いますか、幸せづくりに結び付ける事業として、なんとか成功させたいなと考えておりますので、宜しくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　かつて人口が１万２千人の時、或いは８千人の時、そんなに戸数は変わりがないんですね。大家族制からいわゆる今単身だったり、おじいちゃんおばあちゃんの家族だったりという家庭が急激に増えてきた。この急激な増え方がいま、団塊の世代が今度、いわゆる高齢者の時代にやがて入ります。もう入ったと言ってもいいのかな。その背景が何かというと、あとそんなに時間が経たないうちに、激減して今度戸数が減ってくる時代に、間違いなくなるという、そういう想定がされますよ。

　今までは何戸あったからという、今金町の人口は２，５００戸だとかということがずっと続いていました。最大多い時でも３，６００戸ぐらいしかなかったということですから。それが１万２，０００戸になった。ところが、現在２，５００戸がずっと継続しているのですが、あと人口動態を見てみるとこのピラミッドが。まず上のほうが結構いるんですね。それが逆ピラミッドになった時に、先ほど言ったデ

マンドだとかそういうバスの対応が出来なくなってくる時代が来る。そういうことをまず、皆さん方が認知をしておかなければ駄目なんだろうという気がするんです。

私が住んでいる所ではかつては６０戸あったんです。今は２０戸。これはどこの地域でも同じ現況にあります。いま言った地域交通の対応が出来るのはあと何年かということをまず想定をしておかなきゃならない。間違いなく来るんです。だから後手に回らない次の対策というのは、次から次としていかなければ。あの時の先輩達がこうしてくれれば良かったのになという、そういう配慮を今の内からしていかなければ。

これは何でかというと、特にいい得て易いのは、モデル事業という方法があちこちでありますよ。特区ですとかモデルとかって。いち早くそれを、将来の構想に向けてやっておくことが、或いは私はとっくに特区作りとかっていうことに、絶対にあそこの町はよく気が付いてやったな、という時代が来るというふうに想定をされるからですよ。全部の町が出来るわけではありません。特に思うのは国営事業がそうですよ。全部が手を挙げるわけにはいかないんですから。誰がその準備をしておいてどうするかということ。このことが将来の町づくりの基本だというふうに思うのですが、新進気鋭の課長さんいかがでしょうか。

○委員長（上村義雄君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　大変難しいご質問をいただきましたけれども、この前管内の企画担当者会議がありまして、そちらのほうで北海道の職員の方々が来られて、集落対策の方向性ということで、北海道もやっと計画作りが出来たということで報告をいただきました。その時に、北海道でもこれからいろいろな地区に出向いて、いろんなモデル地区を設定しながら、北海道職員とその市町村の職員とで、どういった集落対策ができるのかということで検討していきたいという報告がありましたので、そういうモデル地区が今後も北海道が進めていく中で、本町も入れればいいのですけれども、なかなかそういう部分にはいきませんけれども、そういう先進地的な市町村もできると思いますので、そちらのほうを参考にしながら進めていきたいと思っていますので、宜しくお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　別な観点からお話をしたいと思いますが、いま国営事業を今金町あげて取り組んでいると。この主体の意味合い、それから私の名刺を含めて様々なほうへ訴えております。先般、各町の議長と共に、函館・札幌、それからその足で町長方については東京のほうに向かったわけでありますが、その場でも常々私はお話を申し上げておりますけれども、なぜ町長が農業の国営に向けた事業を行うのかと。

最大のベースは何かといいましたら、農業振興がそもそもあるわけでありますけれども、すべての想いというのは、地域コミュニティをどうするか、ということがあるんですって。その地域をどう考えていくかということに対しては、共通の認識を持たせるために、農業というベースを持ちながら地域の在り方を考えていく。そのためにどう活きていくかということにつきましては、農業をベースとした地域コミュニティづくりをするわけでありますから、どういう形でもって集落営農をしていくかと。

非常に重要なのは、基盤整備が主たる目的であるわけでありますけれども、最終目的は何かといいましたらそこではないんですよと。土地改良法が昭和３０年代に設置されて今日までまだ同じような形で基盤、ハードばかりやっていると、そうい

う時代はもうないんではないでしょうか。やはりただ基盤整備をするだけでは人は住みつきませんし、継続した形にはなっていかない。集落ということを考えた場合に、そこにソフト事業も入れて、その地域の中でお年寄りを含めて様々な方をどう支えていくか、抱えていくかということの、ソフト事業も取り入れていかなければ、将来のコミュニティは存続していかない。是非そういうことで、国的にも視点を考えながら検討していただければなという想いを、この間、ずっと私は訴え続けているわけであります。それは、すべては山本議員さんがおっしゃったような言葉に尽きるわけであります。ひとつの事象を捉えてですね、それを契機として地域を集落をどう考えていくかということが、私は国営事業の町長の想いとしての最大のテーマだという認識を持ってます

加えて、基盤整備だけで物事は終わるわけではありません。次に来るものは何かといいましたら、それをどう支えていくか、どう運営していくかというようなことについての、次のステップが当然あるわけでありまして、目指すものについてはコミュニティづくりだと、いうことの視点を忘れずに物事を持っていかないといけない。

今言われた言葉の中に非常に重要なのは、これは先般、市民後見人制度の中でもあいさつをさせてもらいましたが、どんどんと独居老人、独居が増えていくと。この辺に対する対応というのは非常に大きな宿題課題があるわけでありまして、そう考えた場合にはやはり子供たちが離れていく中で、地域に残ってくれる方々をどう支えるかといいましたら、今言われたようなそして私が今話したような形の中で、地域で見守っていくような体制を取らなきゃいけない。そういう事も視点に入れながら、この事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　ないようですので、以上でまちづくり推進課の質疑を終わります。

１０時１０分まで休憩をいたします。

休憩　午前１０時０２分
再開　午前１０時０９分

○委員長（上村義雄君）　休憩を閉じ、開議いたします。

次に税務住民課より説明をお願いいたします。

税務住民課長、西君。

○税務住民課長（西　勝明君）　常任委員会の提出資料、報告資料の２件については、中里主幹よりご説明いたします。

○委員長（上村義雄君）　税務住民課主幹、中里君。

○税務住民課主幹（中里英明君）　（税務住民課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で税務住民課の質疑を終わります。

次に保健福祉課より説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　（保健福祉課長朗読説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課主幹、山田君。
○保健福祉課主幹（山田　薫君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長補佐、諸戸君。
○保健福祉課長補佐（諸戸康浩君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課主幹、川崎君。
○保健福祉課主幹（川崎妙子君）　（保健福祉課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。ありませんか。
　山本君。
○１０番（山本　豊君）　先ほど町長が国保税の答申を受けたというお話をされておりました。特に高額医療の１件当たりの、１０番の方の推移というのも示されました。今保険金の基金残金が１，６００万円くらいか。極めて厳しい状況下にあると思うんです。特に今回は後期の方の分だけの要求という形でありますが、ひとつには今の全体に占める国保税の全町の割合はどれくらい。５０％ぐらいなものでしょう。まずそこだけをひとつ、どれくらいの割合を占めているか。
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課、小林課長。
○保健福祉課長（小林洋伸君）　今年度の賦課の基準とした世帯数でありますが、１，０８４世帯。被保険者数が２，０８５人ということですので。総人口が５，８００人程度ですので、割合については３割ちょっとくらい、その辺になると思います。
○委員長（上村義雄君）　山本委員。
○１０番（山本　豊君）　特にここの加入者というのは事業主ですとか、それから自らが、なんていうのか働く人方の、表現ちょっと悪いのですが弱者という方々が意外とそこに占める割合が多い。一般的には、ただの保険適用の人方はそれなりの支援もあるのですが、自らが自らを守るために、どうしても必要な制度が国保だと思っております。
　したがって、その比率が少ないからと言って、特に先ほど税務住民課からもあったのですが、重税感が極めて重い。したがって受益者である国保税の方々は安易に全体の生活に係わる中で、ここに充当する金額が極めて大きいというのが現実です。しかも、先ほどのように高額医療が１人で何百万、何千万といってしまう例があります。このままじゃあ支援が必要でないかといいますと、そうはいかないかなという気がします。
　これは、中長期に分けて考えないとならないのですが、当面今何をすべきか。それから長期的にはどうすればいいかという、そういうような手法を考えてやっておかなければ。やがて一時繰入、一時繰入という形を取らざるを得なくなってしまう。ある意味、またかという形になってしまう。問題は基金の在り方だと思うのですが、それについて今申し上げたことを含めて、将来に向けての試案があったらご提示を願いたいと思います。
○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。
○保健福祉課長（小林洋伸君）　現段階で基金が今年度の賦課した後には１，３００万円という残額になります。前年度当初は３，８００万円ございましたので、もう底をつくのかなというということです。
　いま山本委員さんのほうからも質問がありました、基金の将来の在り方、試案というものがまだ確立されていないということが現実であります。ただ、今回の国民健康保険の運営協議会の中で、国民健康保険制度全体の在り方についてをきちんと

この１年間をかけて検証しましょうということは、意見として出されたのは、いま申し入れがあった通り一般財源からの繰入れですとか、そういうことが宿題として出されております。それらについては、国保の運営協議会の皆様も一回の運営協議会では終わらずに、引き続いて継続した検証をしましょうということになっておりますので、運営協議会にも当然諮りながら将来に向けていきたいという考えを持っております。当然議会の皆様にもご助言をいただくことがこれからあるかなと思っております。

医療費の増高だけが会計を圧迫しているかといいますとそうでもないところもあります。東日本大震災の発生の後に、調整交付金がかなり被災地の復興に使われているという現実がありまして、昨年度でいきますと２千万を超える額が歳入不足となっているという現実もあります。その結果、２４年度の税率では間に合わずに、年度末に２，３００万円を基金から投入したということもありますので、それらの歳入不足に対するまず対応をどうするかという短期的といいますか緊急的な考え方と、保険運営全体を考えた長期的なものを整理して、少しく検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　１カ月くらいの余裕金というんでしょうか、それしかないという現況です。

もう一つは、国保運営委員さんの方々一生懸命やってくれるんですけれども、年１回や２回では、喫緊の時どうするかということがひとつあると思うんですよ。その度に招集するのか。或いはもう少し回数を増やして。

今一番悪いのは、被災地で起きた事故のために、経常的・恒常的にかかる経費を国がカットするという馬鹿なことをするから。本来はこれは被災地以外の責任者の方々が、何言ってるんだという話になって当たり前の話なんですよ。だって当初予算で決めておいたお金が全国的にですよ、そっちが大事だと。寄附金の配布もしないという、そういうことをしておきながらそっちのほうをやった。これは国を批判するわけじゃないですよ。使い道を見たらとんでもないところで使っていた、そんなことをしながら。本来地方自治に使うべきお金をそっちのほうに使ってしまった。その責任を取りもしないで。地方があっぷあっぷしている。

だからそういうこと言ってもいたし方ないのは承知の上なんですが、ところが全町民も知らない。なんで基金から繰入れしたのという話になるんですよ。実は、国のこういう制度の欠陥ですとかそういうことがあって、町の税金もまた投入しなければならないということ。知らないで、なんで税金使うのよという話になります。先ほどおっしゃったように、３分の１の人方のために何に使うのという話になりなす。

そういう意味では、行政の責任分野もこんな理由で使わざるを得なくなりましたということを、この席で誰を、ということをちゃんと言わないと駄目だという想いがあるんです。それらの責任転嫁をされて黙って、仕方無いから払わなきゃいけない。勿論、ある意味交通事故みたいなものですよ。だから注意していても、必要な手法でもやり方がいろいろあるんだ、と思うんですよね。ただし、国が決めた法にいま文句言っても仕方がないけれども、それじゃあそのための基金はどうしておくかということを、まず短期的にその準備をしなきゃ駄目だという気が。

だって１，３００万円ですよ。あっぷあっぷな状況。課長が先ほどおっしゃったように、医療費の高騰ばかりではありませんよ、そのことは十分承知をしておりま

す。ですから、将来に向けての保険含めたそういう体制をちゃんと整える。そういう今準備を、総合総括支援を含めてやってくれていますが、これ住民意識も実は低い。だからそう成らざるを得ないんですが、やっぱり５千何百人の人口だから意識を共有して、この際こうしておかなければ駄目だ、喫緊の場合はこういうことが必要だということを、運協の皆さん方に一回話合ったらいかがですかね。こういう提言の仕方で運協の皆さん方に悪いんですが。そういう想いがあります。その人方からいろいろな発信をしてもらって、これをやっぱりどうかしなきゃいけないなということが。

５，８００万円は共有する問題だというふうに思うんですね。ですからそういう、質疑でこういう話をするのは適当ではないことは承知上なんですが、そういうことも含めて、そういう会議の持ち方をすることもいかがでしょうか。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　まさしく今回の国保運営協議会の中でその話が町側に提言されました。ただ挙げるのではなくて、まず医療費の現状をきちんと町民に説明する義務があるのではないかということです。それについて、行政任せではなくて、運営協議会としても予定の２回だけではなくて３回、４回、必要に応じては随時招集をしていって一緒に考えていきましょうという、有り難い言葉もいただいたところでございます。

ですからこの１年間については、対策もそうですが今申した通り、医療費の現状をきちんと町民の方に理解していただいて、町民の健康に対する意識をまずきちんと上げていこうというところを、しっかりやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　課長のほうから内容については説明させていただいた通りであります。運協のほうでもかなり揉んでいただきました。

今山本委員さんがおっしゃった通り、すべて答えまでおっしゃっていただいたような状況であります。間違いなく、もういっぱいいっぱいだという、これも委員さんの中から出ております。ただ、一般会計を繰り入れする、それが町民のまた理解を得なければならない部分もありますし、その手法をどうする云々とそういう決断を例えばするにいたるには、その手法をどうするという部分も、これもまた協議をしなければなりません。

ですから、この１年は医療費の抑制について、先ほど山田のほうから申し上げましたけれども、そちらについても予防について力を入れ、それを先末長く展開をしていきたいというのをひとつ持ちながら、尚且つこれの状況で基金をこれから回復するという形では、今の中ではまず困難な状況にあろうと思っております。

これは町長が就任されてから３カ月程度の医療費に見合う部分の基金を持たなければ万が一の時を想定した時には、この会計は潤沢に運営ができていかないということがありました。しかしここ３年ぐらいの医療費の増高は、私達の想像をはるかに超えている部分がありますので、これに抗うことができる状況をこの１年をかけてなんとか模索をしていきたいと考えておりますので、このひとつのターニングポイントとする１年でありたいと思っておりますので、綱渡り的な会計の提案になっておりますけれども、是非ご理解を賜りたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　特に今、どこにもはけ口がないからといって、後期の部分がこれが一番大変だと思うんですよ。町長さん始め、やがて来年から入るお年の方々が、またずっとこう逆ピラミッドで増えます。概ね１５年くらいこれが増えていくんですよ。自らの手でやりなさいという形になるのでしょうが、主に年金暮らしという形。同じ良い時代も悪い時代も支えてきた人方がその年になったから、お前たち勝手にやれというのは理不尽だという想いが多分出てくると思うんですね。ですからそういう現況だから出来ないのではなく、じゃあどうすればいいのかという知恵を出すべきだなと思うんですね。できないからやれないのではなく。それを行うのが正義だと思うんです。ではどういう手だてを講じるか。予防、医療を含めて。そうしなければ、野放図に投げておいたら同じ状況がもっと酷くなる。その対策も含めて、町長さんが今総括で答弁をいただけるというふうに思いますから、お願いします。
○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　いろいろご質問等含めたご意見、提言なんかもあったわけでありますけれども、本当に抱える課題大変であるわけであります。これは今国民的な議論もしています。
　今金町の実態の状況を考えますと、この１８ページのグラフが物語っているわけであります。町長就任以来、こういうことを想定される部分も含めて、なんとか大変な状況の中、３カ月間は状況を見ながら負担できる分くらいの基金の積み立てをお願い申し上げたいということで進めてきた経過があるわけであります。そういう努力をしていただきまして、負担もしていただきまして、最高額では８千万まで積み立てをしてきたわけであります。その当時の国保委員さん等々含めて、また加入されている方々の大変な想いの中でこういう形を取ってきたわけでありますけれども、そのことについてはどうしても負担増に耐えられないということから、基金を投入してきたという経過があって、今年も少なからずも推計想定される部分の中では、医療費を大幅に落ちるということは適わないという前提の中で、少しでもいいから負担をというお願いを申し上げた経過があるわけでありますけれども、なんとか対策をベースにしながらもう少し状況を見ましょうという話になったわけであります。
　今申し上げたように、ひとつ重要なポイントは、しかしながらも後期分についてはお願い申し上げたいというお話をさせてもらいました。これについては、今北海道トータルでもってやっておりまして、この宿題課題というのは、全国的なベースでありますけれども、様々な保険に入っている方々も高齢になりますと、みんな国保に来るわけですね。そうすると所得の無い方々が来て医療費が高齢になるとかかってくるわけですから、どんどんそれが上がっていくのは明らかなわけです。そこに国が視点を置いてきちんとしたフォローをしていただければいいのですが、なかなかそうはなっていかないという実態が、今言われているように、課長も話をしたように、調整金の関係の中では減額減額という形で追いつかないと、そのギャップが出てきている状態にあるわけであります。
　実は、先般６月１０日の社会保障制度改革国民会議がありまして、１４回目の会議の議論がありました。そこで今までの様々な調整を図りながら方針が出ました。現在、いろんなところでやっている国保の主体を都道府県単位でもって行なっていきましょう、そういう方向で宜しいですねと。そういう方向で議論しましょう、やりましょう、という方向付けがされた経過があります。しかし、かといってすべて

が解決されるわけではありませんけれども、その辺の高い安い、一昨日の新聞でやっていましたけれども、あれだけのギャップがある。北海道でもサービスが最高額でもってそうでないところのギャップが凄い。この穴埋めをどうするかということについての調整はこれから諮らなければいけませんけれども、国全体の動きとしてはそういう方向に今行きつつある。

全国自治会の中でも、大体３分の１以上の方々についてはそういう方向でということでは、一定の理解を得られてきているという情報も、私もいろいろと調べたらありまして、少しくはその方向に行くのかなと思っておりますけれども、そこまでいくのにいくらかかるのかなということでは、そこまで待てない対策というのは町村にありましてですね、なんとか今回についてもいろいろ対応があったわけでありますけれども、具体的に何故どうしてこうなるのかというようなことについては、先ほど課長なり副町長なりが言ったような形の中で、きちんとした現実的な問題について町民のほうに、全町民の問題として捉えてアピールしていこうと。このことをきちんと伝えていかなければ、理解をしていただかなければいけないだろうという話をさせていただいて、そういう方向付けをまずこの時点からさせていただきたい。急には効果はなかなか出ない要素があります。先ほど説明の中でありましたように、２２の事例の中で６件しか検診を受けていないというショッキングな数字も出てきているわけですから、早くに見つけて早くに対応することによって医療費の増高というものを防げるという手法もあるわけです。

加えて先般函館のほうで、これもまた新しい情報が出ました。ジェネリックということで、後発・先発という薬があるわけですけれども、その薬を使うことによって４千数百万の減額されたということです。レセプトの様々な医療費の額の高い方々に直接ダイレクトメールを送って、極力このような形でもって皆様のほうから声を上げてください、とアピールをしたことによってその効果が出てきたと。その金額を今もう少しく下げて、多くの方々にアピールするという函館市の方向付けが出たわけであります。

先般、私もちょっと体調を崩して一昨日国保にかかりまして、院長のほうに薬出していただくのに、すみませんジェネリックという話をさせてもらいました。町長自ら使いたいと。いや、それに当てはまる薬は残念ながらジェネリックないので、別な方面でという話をさせていただきましたけれども、そういう一つひとつの意識でもって高めていきながら、医療費増高対策を全体的に含めて考えていくと。

まずは、実態どうなっているのかということについて知らしめる。加えて検診というのも最優先課題として取り組んでいくということが、まず必要な要素ではないかなと。それが先ほど述べたような、８０万以上のレセプトの１０人をピックアップをした部分の中では、大変月３，３００万円掛ける１２カ月。それに自己負担分を引いて、国からくる様々な支援等も考えられない金額になるわけであります。そういうことも数字を見せながら、是非皆さんの問題であります、努力することによって皆さんにもプラスになります。何故かといったら、医療費が下がるということで効果があるわけでありますから、是非取り組みましょうということを力強いアピールをさせていただきたいなと。まずはそこからスタートさせていただきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

山本委員。

○１０番（山本　豊君）　子育ての新法なんですが、うちもいち早く認定こども園の、

いわゆる学校教育のほうに一緒になってしまいました。つくづく思うことなんですが、今この新しくうちの町で作る支援法ですとかそれに係わる条例制定を見ますと、学校教育も今、或いは支援の。いわゆる保健福祉の分野も、一体になってきているのかなという気がします。ずっと思っていたのですが、これ中身を見てみると、既に今金町の子育ての基本条例が出来てもいい頃かなという、そんな想定すらします。

何故かというと、あくまでも今の段階では保健福祉であったり学校教育であったりします。それぞれひとつの基本理念がなければ、またバラバラになるだろうという。こっちだからこっちでやる、あっちだからあっちでやる。でもうちの町の子供達を健やかに、将来に向かって芽を育てるというのは、どこかに一本のものがなければ、バラバラではどうなのかなという気がします。学校教育法であったり保健福祉法であったり。

本来では国が省庁の縄張り争い、だからこれはやらないんだろうけれども、だったらうちの町やりませんか。そのことが、先ほどの特区じゃありませんけれども、やれることはどんどんやったほうが良いんですよ。想いを一つにして。あっちに行って相談する、こっちに行って相談するではなく。基本的にはうちの町の子供達はこんなふうに育てるんだよという、理念を持たせること。そんなものがなければ。それは勿論トップはそういう、どうだ、と思い立ってやらないか、という指示をすれば良いだけの話ですよ。中身については内部で作りなさい。そういう想いがありませんか。これを見てつくづく思いました。

○委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　実はそうなんです。そういうことから、私町長にならせていただいて、このことに関することにつきましては、本当の部分的な医療だとかなんとかについては、福祉課についてはそちらの所管があるわけでありますけれども、子ども全体の係わりについては教育委員会のほうで見ていこうと、一本化しようということで既に進めてきた経過があるわけであります。

しかしながらそうは言っても、次世代育成支援行動計画だとか様々な部分の中では、それぞれ国の様々な省庁の縄張りみたいな形の中で、いろいろと指示系統がある。今回についても、今金はこの子ども子育て会議みたいなものは在るんですよ。在るんですけれども、やっぱりこういう形で来ちゃう、義務化されてくると。そういう国の制度政策に振り回されるという部分の中で、非常にこう懸念される要素があったことは確かです。

以前から教育委員会含めて、私のほうでも子ども研修みたいな形、議員さんがおっしゃるような形の中で、ひとつの大きなテーマを持ちたい。そういう方向付けをしたいという想いはこの間ずっと持ってきているわけであります。今ようやく定着してきたという思いで持ってきた。時期的にはもうそろそろいいかなという思いもありました。何故かといったら、特別支援を含めた様々な流れだとか、或いは学童含めた整備だとかいろんなことを含めたひとつの方向性が出来て、認定こども園も定着したという部分も考えますと、そういう流れがあって大体収まりつつあるなという想いの中で、今日まで来ました。

残念ながら今回についても課長から説明申し上げましたけれども、この所管は今金町的にいけば本来は教育委員会の流れで進めなければいけない部分があるわけでありますけれども、内容等々含めて国のほうは総体的な網羅した形になると、どうしても総合という視点を取れば、やはり町長部局のほうでやらなきゃいけないのかなということで、調整を計りながら提案を申し上げている形の中で事務局体制、

メインの事務局は保健福祉課になるわけでありますけれども、そこにはプロジェクトきちんと教育委員会等々含めて様々なところが入っているわけでありますけれども、そういった取り組みをまずさせていただければなと思っております。私的には教育委員会等々、教育長含めてですね、そういう想いは数年前から持ってきておりまして、その機運は少なからずあるのかなと。様々な提案をいただきながら、またそういう想いをきちんと整理をさせていただいて、そういう方向付けが出来る環境が整えれば、きちんとした体制を私は取らなきゃいけない。取ってもいい今金町の実態になるのではないかなと認識しているところであります。

○委員長（上村義雄君）　加藤委員。

○４番（加藤三明君）　ちょっとこの機会に確認したいのですが、何か今、国の制度でいきますと、要支援の１・２が廃止になるような動きがあるというふうに聞いておりましたけれども、今現在わかる範囲内のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　新聞報道ですとか様々な報道では、介護保険制度による要支援１・２の方が、廃止になるわけではなくて、地域で行いなさいということです。ですから介護保険の財源が使われるのか、市町村が新たに財源を満たさなきゃいけないのか、そこら辺がまだ明確に示されていない状況ですので、これ以上のことはまだ答えられないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　加藤委員。

○４番（加藤三明君）　このデータでいいますと８０人くらいが該当になるようなデータになっておりますので、その辺は国の制度といえばそれまでですけれども、何か一方的な、こういう苦しい財源になりますとそういう傾向があるものですから、できるだけの努力をしまして、阻止出来るのであればそうするような動きでお願いしたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、小林君。

○保健福祉課長（小林洋伸君）　その通りでございます。医療費対策もそうですし、介護保険料の増高にも繋げないためには、この時点で第１次要望といいますか、第２次要望になりますか介護保険の要支援ですから。それはきちんとしていくということが大前提であって、介護保険の運営と国民健康保険の運営が成り立つというふうに理解しております。

○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で保健福祉課の質疑を終わります。

時間がちょっと詰まってきましたので、休憩しないで直行したいと思いますが、宜しいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上村義雄君）　では、次に介護老人保健施設より説明をお願いいたします。

事務長、太田越君。

○介護老人保健施設事務長（太田越宜晴君）　（介護老人保健施設事務長朗読説明、記載省略）

○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。ございませんか。

山本委員。

○１０番（山本　豊君）　全部の課で良く質疑やるなというふうに思われるかもしれませんけれども、せっかくこの機会ですから他の機会でやるよりここの場所のほうがいいのかなと思いながら。特に、いま事務長がおっしゃったように、他の町或いは近隣に新しい施設が出来た。でも現実には待機者はいます。やっぱりせっかくある施設ですから。入っていただく手立てを講じれないのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　ここ昨年そして今年と、平均が７４人くらい中で推移したものが一気に落ちております。決して施設のほうで入れ渋っているものではないというふうに理解をしておりますし、短期の部分それから通常の関係の部分についても、実質的に落ちていると、それは理解をしております。しかし、今事務長の言った５０名の待機とありますがこれは老健で押さえている部分だけであって、実質的にはあちこち複数おりますから、実績の必要な人間というのはまだもっともっと絞られるといいながらも、まだまだいるということを認識しておりながら、それが適わないという話しにもなりませんし、自宅でお過ごしいただくことがこれが一番良しとしながらも、求められるものについては可及的速やかにお応えをしていくことが私達の責務として思っておりますので、その点についてご理解を賜りたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で介護老人保健施設の質疑を終わります。
次に国保病院より説明をお願いいたします。
国保病院事務長、杉山君。
○国保病院事務長（杉山輝希君）　（国保病院事務長朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　国保病院主幹、山田君。
○国保病院主幹（山田哲也君）　（国保病院主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、以上で国保病院の質疑を終わります。
○委員長（上村義雄君）　以上で各課からの説明が終わりました。全体を通して何かありましたら、お受けいたします。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　無いようですので、全体を通しての質疑を終わります。
その他でございますが、なにかありましたらお受けいたします。
前回、３月１日常任委員会での資料要求をした資料についての質疑を終わっていないので、このその他の部分で、この時間帯で質疑を受けたいと思いますが、各委員の皆さんには事前に総務のほうからの過去３年の経過、財産売却の部分でありますが、そのことについて質疑を行いたいと思います。
芳賀委員。
○５番（芳賀芳夫君）　いま委員長のほうから、先の常任委員会で、直近３カ年の土地の移転売買についての報告がございました。内容等については理事者のほうからご説明をいただきましたが、重複する部分もあるかと思いますけれども、一つお伺いをしたいと思います。

私も初めてでございまして勉強を兼ねての質問でございますが、まず１点は、町有地の売買についてです。事務的な取り進め、扱いについてどのような経過で内部協議をされて売買に至ったのか、その経過についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　それでは、前回求められた資料に沿った中でお話をさせていただきたいと思います。

この中で一番多いのは国営緊急農地再編整備事業に係る部分であります。その他、田代川の改修や無名川の砂防だとかいろいろとございますけれども、一番大きいのは国営の部分がご関心もあるかと思いますので、そちらのほうの流れについてご説明いたします。

実は、国営緊急農地再編のその部分で土地の町有地を払い下げるに至った経過につきましては、平成２２年の１１月５日付けをもって、当時国営緊急農地再編整備事業の促進期成会の会長のほうから要望がありました。趣旨としましては、区画整理事業による総合的な整備を図る観点から、農地内又は農地に隣接する国公有地で、今後とも利活用の予定がない公共用地の払い下げを要望するということで、これは町長に向かって来たわけでありますから当然町有地ということになります

この前段で財務省等の所管のその国の用地の払い下げ等についても、これは進められておりましたし、それと道の開発建設部、建設管理部か、昔の土現所管のその部分でありますが、河川用地等の払い下げ等についても、これも町長も積極的に道のほうに働きかけを行なっていた経過がありますので、私共としても町長を筆頭にした中でこれらをどうのように取り扱うか協議をした結果、国・道についてそのような要請もし、そして進められている中にあって町として当然そういう要請があるのであればお答えをするのは筋であろうということで、払い下げについての決断をいたしました。

これにつきましては、当時の平成２２年１２月２２日付けで国営事業に伴う町有地の払い下げ規模の取りまとめのご案内を、全受益者に申し上げました。当時で３４８かと記憶に残ってございます。内容については、国有地北海道河川敷地については、事業完了後、換地で精算となるので現在払い下げが可能な所有地に限って希望額を取りまとめ、受益者からの希望カ所を聞き取りを行い、払い下げが可能かどうかの検討をした後に決定をしたいということで、希望があればどうぞ手を挙げて下さいと。ただし、こちらのほうからあなたの隣接地に町有地がありますよ、というような働きかけはございません。一切向こうのほうからの手挙げということであります。

受付期間は当時で平成２２年１２月２４日から平成２３年１月１４日までの期間をもって行いました。平成２３年１月１７日に、払い下げ希望者のリストのまとめがされております。当時でその段階で１５件、２３筆の要望がありました。

これらを精査し、いろいろと個々の想いもおありでしょうから、最終的に平成２３年１月３１日の段階で、４件、５筆について払い下げの決定がされました。これは向こうがいらないという結論に至った部分もあるわけでありますから、結果としてそういう形でなっております。

この４件５筆についてが、平成２２年度の部分での国営の部分であります。平成２２年度の左のように字神丘というのがございますね、これの２件。それと平成２３年度の上段に字鈴金という２つがあります。この４件が、それまでに至った部分

であります。
　それから以降であります。平成２４年度に至って、また国営緊急農地再編整備のその部分で９件出ています。これは、今年の最終的にまとめたのは１月２８日でありますけれども、その当時やった段階で、自分の畑なり田んぼなりに町有地が入っています。けれども自分でも気が付いていない。こちらのほうで進めている中で、あるので整理をしてもらわなければ色々と都合が悪いということでお買い求めを是非、ということで進めた部分が９名、１２筆ございました。これについては、この平成２４年度の中で向こうとの理解・調整も整って整理を進めた、という経過でございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
　あと、その他の個々の部分がございます。例えば一番上の道路事業の関係で、これは事業の関係でいく分でありますし、字今金の３５９－９１については隣接地所有者から求めがありましたので、町としての特別な利用目的がないのでお売りをしたという部分であります。後はほとんど公共事業等に絡まっている売買であります。以上であります。
○委員長（上村義雄君）　時間が１２時になりましたけれども、この部分が終わるまで引き続き行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。
　芳賀委員。
○５番（芳賀芳夫君）　ただ今の説明については理解を致しました。
　ただこの中で、隣接所有者個人への売買というのが１件ございます。これについては当然農業者がその地域にいるわけですから、農業委員会としても隣接する方々に優先的な売買が行われているのが現実だと思います。
　そこで、この隣接する所有者地区にその周知の仕方といいますか、今副町長から言われたのは全体的なものでの全戸へのＦＡＸと、周知していることは認めます。そういう隣接された方々に個別にそういう案内をされたのかどうか、もしあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　先ほども説明の中で申しました。こちらのほうから、例えばあなたの土地に隣接し町有地がありますよ、いかがですか、という働きかけはしておりません。あくまでも求めがあればそれについて検討し、想いを伝えるつもりであります、ということでご案内を申し上げました。あと、例えば地区的に調整をするとかそういうこともしておりません。
○委員長（上村義雄君）　他にありませんか。
　日置委員。
○８番（日置紳一君）　ひとつ金額が多い部分で聞きたいのですけれども、これ土地改良法に基づいてやっているのでしょうか。法律的なことでちょっと聞きたいのですけれども、土地改良法と自治法のその上下関係というのはあるのでしょうか。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　売買価格に至るその部分でございましょうか。国営の関係につきましては、財務なり道の部分での決め事ですか、それらに準じた中で進めておりますし、それとその他につきましては国営の部分についても一部については、近傍類似の金額をもってあてた事例もございます。それ以外の部分については、ほぼ近傍類似の価格をもってあてております。固定資産評価委員等をあてて調査をしているということではございません。それと、地目についてはそれぞれ登記されている地目がございますけれども、国営の段階では現況を見た中での売買とさせてい

ただいております。
○委員長（上村義雄君）　加藤委員。
○４番（加藤三明君）　契約金額がここに何点か山林がどうこうと書いておりますけれども、この査定的なものというのは何かを参考にしてやられていると思いますけれども、地目的なものはどういうような査定をされたのか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　今お答えした部分と同じようになりますけれども、例えば登記地目が畑であっても、現況が原野や山林という状態の部分については、現況の山林を適用して売買をする。その単価の設定については近傍での売買実例を基にして設定をしたという部分でございます。ですから逆に登記地目上、雑種地であったけれども現況が田んぼであると、田んぼという形の中で積算をさせていただいております。
○委員長（上村義雄君）　加藤委員。
○４番（加藤三明君）　今の説明からいきますと、樹木的なものには個数というか、そういう的なものはあたってないということですね。何個かあってどうでこうでというような、個数的なものをあたって売買にあたったということではないということですよね。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　今おっしゃっているのは、立木について積算されたかということでしょうか。立木については積算をいたしておりません。山に含めた中で、この中での話だということでお話をさせていただきますけれども、全部含めた中で売り払いをさせていただいています。
　この部分に限って例えばいわせていただきますと、現況地目は畑でした。しかし畑で売るには木がどんと立っております。ですから現況地目で売る形にならないと、じゃあその木を私達が売り払いをするという形になりますと、抜根してやらなきゃなりませんし、そうすると採算があわなくなります。ですから山という形の中で整理をさせていただきました。
　すみません、間違えました。山林です、申し訳ございません。
○委員長（上村義雄君）　山本委員。
○１０番（山本　豊君）　時間が時間ですからあまり本当はここでは聞かないほうがいいのかなと思いながらいるのですが、やっぱり一つにはそれ以前に国営農地に係わって隣接する人方に、国の方々全戸に、お宅の土地ここにあるのですが処分をしていただけませんか、という方法を取りました。これはいずれの場所も同じです。そして地番の表示が無い。どこの表示がなくて、お出でなさい、というのはいかがですか。そんなことが有り得ますか。一般町有財産ですよ。それは有り得ません、というふうに承知をしております。照会してみました、そういうことが有り得るのですかと。それは何かの間違い、聞き違いじゃないですかと言われました。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　先ほども言いました。今年になってからやらせていただいたのは、既に確実に田畑等の中に入り込んでいる町有地については、申し訳ないけれど整理をさせてほしい。しかしそれ以外の部分で拡充をしたい、この機会に農地を拡大・拡充をしたい、その隣接等、これらについてもお受けをするということでありましたので、それについてこちらのほうから積極的に買いませんかという話の

進め方はいたしておりません。
○委員長（上村義雄君）　山本委員。
○１０番（山本　豊君）　何回も言いますけれども、今の国営農地だから払い下げるということではありませんよ。一般財産ですよ。一般財産ということになりますと、特定をしてそのことに標示をする、ましてや隣接する方々もたくさんいます。一般的に標示をしないで、その場合はどこどこの何番地と表示するのは当たり前でしょう。無番地という土地ありますか。欲しい人は手を挙げなさい、どこの土地なんですか。私ちょっと事情で留守にしていてそんなことまったく承知をしていません、とたくさんの人から電話をもらいました。どこの土地だったのですか。どういう標示の内容をしましたか、どういう周知をしましたか。そのこと無くして、どこの土地か分からない人に手を挙げることができますか。あなたが個人ならどうしますか。
○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　一番最初にお話をさせていただきました。国営を進めていく中で、期成会のほうから要望がありました。そういう趣旨に沿ってこれをやりましょうという部分であります。
　ただ、一つ誤解の無いようにお願いしたいのでありますけれども、町が持っております町有地を別に、門徒を閉ざして売らないという話を一切しているわけではございませんので、私共は申出があればそれが可能なのか打倒なのか。一般的な売買になりますと、これは競争等のアレに付している形になります。
　今回につきましては、国営を進めていく中で隣接地等でそういうのがあればどうぞお手を挙げて下さい。当然、地先の方々が一番承知している部分であるという前提のもとに進めさせていただきました。ですからこの土地を誰か買いませんか、という競売の方式は取ってはございません。
○委員長（上村義雄君）　山本委員。
○１０番（山本　豊君）　違うんですよ。内ヶ島さんが来て、こんな書類を出したんですよ、と持って来てくれました。それは国有地、公有地を含む土地です。先ほど言ったように、開発の方々皆、お宅の土地の隣接河川であったり、いま公有地で町道で道道よりとってあるんだけども、お宅の隣接ですけれども隣にも行ってきましたけれども、お宅どうしますかと歩いたんですよ。うち国有地だね隣接する土地、南川さんと鈴木さんという人の土地がありました。山本さん、これ今回隣接ですからいかがですか、という話がありました。これは情報です。まったくどこも分からないところに手を挙げてきなさいということは、本来的には。
　住民サービスってなんですか。我が想いだけで伝えるのが住民サービスですかね、行政の。最大限の、住民に対するサービスというのは少なくとも、そういう人方にいかがですかということが住民サービスではないでしょうか。２問目ですし、敢えて答弁は入りません。次にもう一ついいですか。
○委員長（上村義雄君）　どうぞ。
○１０番（山本　豊君）　さっき言いました山林ですから、山林の値段で売りました。一般的に山林の値段というのは、市場物件も含めての話ですよ。その場合、樹齢いくらで容積いくらであると査定するのが当たり前です。例えば市場何十万の時がある、何百万の時がある。しかしここは山林だから上の場合はチャラです。そんなことが平等として有りますか。町の財産処分ですよ。国からの払い下げ、清算事業団から話を受けた、それは国だから対処になっているんですよ。町の財産を処分するのにそんなこと有りますか。山だから全部３万だよ、木が埋わっても埋わってなく

ても３万だよ。

樹齢何年経ってますか。多分それくらいは調べたでしょうから。立米、平米当たり何本立っていますか。それも最低限調べたでしょう。それはどなたが調べましたか。町の責任ある立場で。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　単価の設定につきましては、産業振興課そして管財を所管する総務財政課これらの中で協議をして、当然私も入っておりましたけれども、それらで協議をして、そしてこれが通常的な妥当な部分だということで積算をいたしました。

○１０番（山本　豊君）　いくらしたのか。

○副町長（清水　寛君）　申し訳ございません。まだその分についてあまり詳しく知らない分、素人として妥当かどうかと言われると、責任ある立場としてどうなのかと言われると、良好な山という状況の中で単価は設定をさせていただきました。

○委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　良好な山という話がありました。ただ本来的に、誰が見ても土地よりもこの上に立っている財貨がいくらあるか。町有財産だよ。皆に配分するのにですよ。そんなことをしないで、財産の処分て有りますか。ボランティアでやっているわけじゃないでしょ役場も。これは誰がやったとかってそういうことじゃありませんよ。役場の行政司法として良いか悪いかという話。

少し感情が高ぶってきましたからセーブしながら話をしますけれども、平等で有り得ないことをやることは、それは。ましてや町の財産処分について、固定審査評価委員会に聞きました。古い家が建っているからどうかという話は別ですよ。その評価委員がどんな評価をしたかをちょっと聞いて下さい。これが妥当か妥当じゃないか。

皆から電話もらって。何故怒っているのかと思っていると、たくさんの人から電話が来るんですよ。いくらで売ったか知らないけれど、なんだあの格好は。これ以上言うと。言いませんけれども。それからたくさんあります。随契のこともあります。適正、それから先ほど誰かが言ってましたけれども、自治法か土地改良法か農地法か。そんなことを照合すると、いずれも照合の妥当性が有り得ない。

○委員長（上村義雄君）　先に言っていた、土地改良法なのか自治法か。要するに国営緊急の部分は、多分土地改良法で行なっているんだろうというふうに想定して聞いたことだろうと思うので、それらも含めて、いま答えをお願いいたします。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　申し訳ありません。そこの部分に入ってきますと、所管の人間を入れないと私も浅はかな部分がありますので、ちょっと分かり得ない。正直申し上げて、お前特区にいて何を言っていると言われるかもしれませんけれども、分かり得ない部分があるのでその辺については少しご容赦をお願いしたいと思っておりました。

単価の設定が妥当であったか否かという部分については、委員のおっしゃるその部分もおありなのかなというふうに思っております。先ほど私固定評価審査委員と申し上げましたが、本来は不動産鑑定士ですね。不動産鑑定士をかけたかどうかというのは、かけてはございません。いずれかの議会かどこかで委員に説明しましたけれども、町は不動産鑑定士にかけておりませんので近傍類似という形で、その点でご理解いただきたいと思います。

山を売る段階にあたって、お前たちその上の在籍のその部分をといっていたんですけれども、私達、売る段階でそこの部分が山ひとつというその形の中で捉えた部分もありますし、山を売ってしまった後で、私達が木を切って出してそして抜本をしないで売り渡すという形にはならないだろう、というそこの想いがひとつ働いていた部分がありますので。

○１０番（山本　豊君）　それは違うんだって。土地改良法で今、３％でできるんだよ。そういうことを全員知らないで土地改良法でやるというんだから。

○副町長（清水　寛君）　そこには私は踏み込んではいけない部分であります。申し訳ありませんが。そういう形で考えた中での単価の設定であったということでお話をさせていただき、ご理解を賜ればと思っておりました。

○委員長（上村義雄君）　いま説明質疑を行いました中で結論が出ている状況ではないと思いますので、いまその所管が違うからその数字はわからないということで、今後の部分でそういう資料等もまた結果的なことも分かりましたらお知らせいただきながら、次の会議でもってこの部分をまた質疑させていただきたいというふうに思っております。

時間が１２時半に近いものですから、今日のところはこの部分で中止させてもらいます。

○副町長（清水　寛君）　よろしいですか。今の件、最後の資料の件で。

この後、次に踏み込んだ部分になると、所管の人間を同席させないと私も答弁できない部分がありますので、もしそういうのがおありになればそういう形で進めさせていただくことで了解いただきたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　所管が私達総務厚生から外れるという部分でございますので、これは委員会として取り扱うのか、またその後の部分でどう対応するのかは、これは協議していきたいというふうに思っております。

まずこの件については、後ほどということで中止したいと思います。

あと、合同委員会等が必要かどうかという部分でお伺いしたいと思います。

○委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　本所管の部分で合同委員会にお願いしたいのは、子ども・子育て会議の設置条例、議案第１号であります。それと議案第２号の国保の税率改正の部分、これをお願いしたいと思っております。前段、町長のあいさつの中でも申し上げました給与の関係について、現在まだ組合と交渉中でありますので、その組合との交渉中の成り行きいかんによっては、合同委員会のほうにその給与の関係についてもお願いするやもしれませんので、宜しくご配慮を賜ればと思っておりました。

○委員長（上村義雄君）　理事者のほうから合同委員会を設けたいというお話がありましたので、これは議運に諮ってあれしていきたいと思います。

以上で、各課説明事項については終わらせていただきます。

理事者の皆さんにはご出席、大変どうもありがとうございました。

委員の皆さんについては申し訳ありませんが、引き続き所管事務調査の案件についてを協議したいと思いますので。

◎平成２５年　所管事務調査について

○委員長（上村義雄君）　引き続き、休憩なしでそのままで申し訳ないと思いますが、これより、本委員会の所管事務調査についてを議題として、局長より説明をお願いいたします。

局長、柏田君。
○事務局長（柏田泰明君）　（議会事務局長朗読説明、記載省略）
○委員長（上村義雄君）　今、局長から説明がありました。
休憩の中でここについてお話いただければと思います。
暫時休憩いたします。

休憩　午後１２時２８分
再開　午後１２時３０分

○委員長（上村義雄君）　休憩を閉じ、開議いたします。
それでは、所管事務調査の現地調査の部分については副委員長、委員長、事務局と、所管の課の日程等も加味しながら調整して調査する場所を決定していきたいということで、了承をいただきましたので、それで宜しいですか。
（「異議なし」の声あり）
○委員長（上村義雄君）　ではそのように決させていただきます。
あと他に、何かありますか。宜しいですか。
（「よろしい」の声あり）

◎閉会の宣告
○委員長（上村義雄君）　大変、委員長の議事の進め方が不手際で、お昼の時間にも延長して常任委員会を開くことになってしまい、時間の延長になってしまったことを誠にお詫び申し上げます。
以上で本日の委員会を閉じさせていただきます。
どうもありがとうございました。

閉会　午後１２時３３分

署名委員

平成２５年６月１２日

委　員　長